令 和 4 年

小樽市議会第1回臨時会

令和 4 年 1 月 28 日開会 令和 4 年 1 月 28 日閉会

令和4年第1回臨時会 会期及び会議日程

- 1 会 期 1月28日(1日間)
- 1 会議日程

月 日(曜日)	本 会 議	委 員 会
1月 28日 (金)	提案説明、質疑、採決等	議会運営委員会

令和4年

第1回臨時会会議録目次

小樽市議会

〇 1月28日(金曜日) 第1日目

1	出席請	美員	······································
1	欠席講	義員	
1	出席部	说明員…	
1	議事参	\$与事務	5局職員
1	開	会	
1	開	議	3
1	会議錄	录署名諱	§員の指名
1	日程第	第1	会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	日程第	第2	議案第1号3
	○提案訓	说明	市長 (議1)
	○質	疑	丸山議員
	採	F	8
1	閉	会	

第1回臨時会議事事件一覧表

議案番号	件	名	
1	令和3年度小樽市一般会計補正予算		

質 問 要 旨

〇質疑

丸山議員(日本共産党)(1月28日1番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について
- 2 受診・相談センター設置事業について
- 3 3回目のワクチン接種について
- 4 その他

令 和 4 年 第1回臨時会会議録 第1日目 小樽市議会

令和4年1月28日

出席議員 (:	24名)								
1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	髙	橋		龍
7番	丸	Щ	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	_	輝
13番	髙	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	Ш	畑	正	美
22番	濱	本		進	23番	Щ	田	雅	敏
24番	鈴	木	喜	明	25番	前	田	清	貴

欠席議員 (1名)

19番 高 野 さくら

出席説明員

市 長	迫 俊	哉	副 市 長	小	Щ	秀昭
総 務 部 長	佐 藤 靖	久	財 政 部 長	上	石	明
生活環境部長	松井宏	幸	福祉保険部長	勝	Щ	貴 之
保 健 所 長	田中宏	之	総務部総務課長	中	村	弘二
財政部財政課長	笹 田 泰	生				

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事	務	局	長	佐 藤	正樹	事	務局次	長	佐	藤	典	孝
議	事	係	長	深 田	友 和	調用	査 係	長	柴	田	真	紀
書			記	阿部	久美子	書	:	記	相	馬	音	佳
書			記	中村	知奈津	書	:	記	松	木	道	人
書			記	三上	恭 平							

開会 午後 1時00分

○議長(鈴木喜明) これより、令和4年小樽市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、丸山晴美議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を、本日1日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇) (拍手)

〇市長(迫 俊哉) 令和4年第1回臨時会の開会に当たり、ただいま上程されました議案第1号一般会計補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、国の令和3年度補正予算が令和3年12月20日に成立したことを受け、令和3年12月10日現在、本市に住民登録があり、世帯員全員の令和3年度住民税が非課税である世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯を対象に、一世帯当たり10万円を給付する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費を計上いたしました。

この事業につきましては、年度内に事業が完了しない見込みであることから、所要の経費を繰越明許費 として計上いたしました。

また、国が求める新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の前倒しに伴い、集団接種の実施や、対象者への接種券の送付等のほか、医療機関への接種委託を行うため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費をそれぞれ増額いたしました。

債務負担行為につきましては、発熱者の受診・相談体制を維持するため、24時間対応の発熱者相談センターを設置する受診・相談センター設置事業費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫支出金を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに29億8,241万5,000円の増となり、財政規模は675億3,528万9,000円となりました。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

(演壇の消毒)

○議長(鈴木喜明) これより、質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

(7番 丸山晴美議員登壇) (拍手)

〇7番(丸山晴美議員) 日本共産党を代表して質疑いたします。

最初に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、一世帯当たり10万円の現金を給付するとしています。低所得世帯に生活支援をすることについては賛成します。しかし、支給対象が狭いのではないでしょうか。

岸田首相は、昨年11月10日の総理大臣記者会見で「総裁選のときから、非正規、女性、子育て世帯、学生を始め、コロナでお困りの皆様へ給付金をお届けすると申し上げてきました。」と述べています。しかし、政府発表の給付対象は、基本的には非課税世帯に限られ、例えば、非正規雇用で仕事が減っても課税世帯相当の収入であれば支援が届きません。今の制度では困っている人が救えません。

今回の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金で十分だと市長はお考えでしょうか。お答えください。

国に対して支給対象を広げるよう求めるべきではありませんか。お答えください。

支給対象の住民税非課税世帯についてですが、基準日である2021年12月10日に小樽市に住民登録があり、同一の世帯員全員の2021年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯とされています。

住民税均等割は、一人世帯で年間97万円、二人世帯で年間148万円を超えると課税されます。こうした低 所得世帯であっても今回の支給対象から外されてしまいます。

今回の臨時特別給付金では生活保護受給世帯が支給対象となりました。もともと厳しい生活の上に、感染対策で出費がかさんでいますから、大変良かったと評価しています。

生活保護受給世帯では、例えば40歳代、一人世帯でアパート暮らしの場合、生活扶助と住宅扶助の月の合計は101,460円、一年間受給すると約1,217,000円。二人世帯だと月151,490円で、年間約1,817,000円となります。

今回の制度では、生活保護受給世帯よりも収入が低い住民税均等割のみ課税世帯を支給対象外としていることは大きな矛盾であり問題のある制度と考えますが、この点について、市長の見解を伺います。

もう一つの支給対象は、家計急変世帯です。2021年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が苦しくなり、住民税非課税相当に減収してしまったケースが対象です。

住民税均等割非課税水準以下まで収入が落ち込む状況は大変厳しいものと考えますし、ここまで新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、収入減少となっていても新型コロナウイルス感染症の影響ではないと判断する事例とはどのようなものでしょうか。

住民税均等割のみ課税相当の収入に減収した住民を支給対象とする考えはありませんか、お答えください。

以前の特別給付金の時には、世帯主が施設に入所し、世帯主宛ての郵便物を別世帯の親族に転送する手続をしていたために、申請に苦労したケースがありました。個々のケースに親身に対応する必要があると考えますが、いかがですか。

また、大学生などへの支援についてです。この間行なわれた子供一人当たり10万円の給付対象は高校生までなので、大学生等は給付対象になりませんでした。親元を離れて暮らす大学生の中には、アルバイトのシフトが減って生活費に困っていたり、食費を削っている状況が小樽でも見られます。大学生などへの支援の拡充が必要と考えますが、いかがですか。

DV被害などで、住民票上の住所と別のところにお住まいの場合、申出によって収入の要件を満たしていれば給付を受けることはできますか。また、周知はどのように行いますか。

特に家計急変世帯については市からのお知らせをどのように届けるかが大変重要です。市のホームページ、報道依頼、町内会での回覧依頼などとともに、市の公式ツイッターアカウントや、昨年11月に開設さ

れた公式LINEアカウントなど、あらゆる方法をとる必要がありますが、市長の考えをお聞かせください。

差押えについてお聞きします。特別定額給付金や子育て世帯向けの臨時給付金について、国税等の滞納 処分による差押えを法律で禁止しています。小樽市では、こうした違法な差押えをしないための歯止めは ありますか、お答えください。

次に受診・相談センター設置事業についてです。

発熱者の受診・相談体制を維持するために、24時間対応の発熱者相談センターを設置するとしています。 現在、小樽市発熱者相談センターがありますが、新たに別のセンターが設置されるのでしようか。また、 これまでの対応と変更はありますか、お答えください。

センターの電話についてです。現在、ナビダイヤルでの対応となっています。ナビダイヤルだと、通話料金は発信者の負担です。各携帯電話の無料通話も対象外で料金が発生します。電話が混雑した場合、音声ガイダンスの間も料金負担が発生します。その認識がないままで何回も電話をかけ続けてしまえば、後日請求が来てびっくりすることになってしまいます。道内の相談センターではフリーダイヤルのところも多く、小樽市もフリーダイヤルでの対応をするべきではないでしようか、考えをお聞かせください。

最後に、3回目のワクチン接種についてお聞きします。

医療従事者や高齢者施設等の入所者及び従事者に対する3回目の接種は既に始まっています。ようやく65歳以上の方には1月25日から、64歳以下の方にも2月9日から接種券が発送されることになりました。2回目の接種日に応じて1週間ごとに発送としています。以前のワクチン接種対策本部からの配布資料によると、2月28日発送分までは、2回目ワクチン接種の7か月経過後、2週間から3週間程度遅れての発送とありますし、1、2回目のワクチン接種予約は開始直後が大変混み合いました。今回1週間ごとの発送としたのは一時的に予約が殺到しないようにとの配慮からだと理解しています。ただ、3回目のワクチン接種券発送について、2回目まではご近所の方と同時期に接種したのにもかかわらず、自分にはご近所の方の3週間後に接種券が届くという状況が生まれないかどうか、そのことで、市民にいらぬ不安を抱かせないか心配です。

3回目のワクチン接種券発送のタイミングについて、市民に不公平感を抱かせないよう配慮が必要と思います。考えをお聞かせください。

以上、再質疑を留保し、質疑を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(鈴木喜明) 市長。
- **〇市長(迫 俊哉)** 丸山議員の質疑にお答えいたします。

はじめに、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について御質問がありました。

まず、本給付金の支給対象につきましては、この給付金は、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯のほか、令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が住民税非課税相当まで減収した世帯についても、家計急変世帯として支給対象とされており、収入が減ってお困りの世帯に対しても、一定の配慮がされているものであると考えておりますので、本給付金の支給対象の拡大を国に求める考えはございません。

次に、生活保護世帯と住民税均等割課税世帯との支給における矛盾につきましては、本給付金は、収入 が少ないことが支給要件ではなく、住民税均等割が非課税であることが要件であり、生活保護世帯につい ては、地方税法に基づき住民税が非課税とされているため本給付金の対象となるもので、制度としては矛 盾していないものと考えております。

次に、収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響ではないと判断する事例につきましては、国からは、定年による退職のほか、農業等での天候不順による減収が例示をされております。

次に、住民税均等割のみ課税の収入まで減少した世帯についても支給対象とする考えはないかにつきま しては、この給付金は、国が示す基準に基づき支給するものであることから、市として支給対象を拡大す る考えはありません。

次に、施設入所者など、申請が困難な世帯への対応につきましては、申請書類については、住民票上の 世帯主宛てにお送りいたしますが、世帯主が施設入所や長期入院などで不在となり、申請が困難である旨、 御家族から相談があった場合は、個々の世帯の事情を確認しながら対応をしてまいります。

次に、親元を離れて暮らす大学生等への支援の拡充につきましては、大学生等であっても、住民票が親元から分かれており、本給付金の要件を満たしている場合は支給の対象となりますので、大学生等であることをもって、支援を拡充することは考えておりません。

次に、DV被害などで住民票と別のところにお住まいの場合の給付につきましては、現在お住まいの市 区町村に御連絡をいただき、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書と住民税非課税世帯等に 対する臨時特別給付金申請書を御提出いただくことで、支給要件を満たしていた場合は給付を受けること ができます。

また、制度の周知につきましては、国からDV相談窓口や関係機関に対して通知されておりますが、改めて、関係部署へのチラシの配布や、市のホームページで周知するなど、対象となる方が申請につながるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、家計急変世帯に対する本給付金の周知方法につきましては、議員からお示しいただいた方法のほか、生活困窮者自立相談支援機関である福祉総合相談室「たるさぽ」や税等の納付相談をお受けする窓口において、コロナ禍による影響で収入が減少するなどで生活に支障を来しているといった御相談をお受けした際に、本給付金の申請等について御案内をし、給付金担当につないでまいります。

次に、本給付金を差押えの対象としないための方策につきましては、令和三年度子育て世帯等臨時特別 給付金に係る差押禁止等に関する法律により、本給付金は差し押さえることができませんので、このこと が遵守されるよう、税などの徴収を行う部署に周知を徹底してまいります。

次に、受診・相談センター設置事業について御質問がありました。

まず、このたびの補正予算を計上した発熱者相談センターの設置につきましては、新たに別の相談センターを設置するものではなく、現在の委託事業者から、新年度は業務を受託できない旨の申出があったことから、入札等により新たな事業者を決定することとなり、決定後、事業者側の体制整備に時間を要することから、早い段階で契約手続を行う必要があるため、債務負担行為として措置するものであります。なお、これまでの対応と変更はありません。

次に、発熱者相談センターのフリーダイヤルでの対応につきましては、新年度においては、市民の利便性を考慮し、フリーダイヤルの活用を検討してまいります。

次に、3回目のワクチン接種について御質問がありました。

接種券の発送時期につきましては、先月から今月にかけて、国から2回にわたり接種時期の前倒しの通知があり、最終的には一般の高齢者については2回目接種から6か月経過後、その他一般の方は7か月経過後での接種の方針が示されました。

市といたしましては、接種券の送付を高齢者とそれ以外の方に分けて、2回目接種完了日の順に、おおむね1週間ごとの発送日を示すこととし、できるだけ予約時の混乱を避け、不公平感が生じないよう努め

てまいります。

また、国の方針に従って、接種時期をできるだけ早めるため、今年度中に集団接種を実施するなど、接種体制の強化を図るとともに、接種券の送付時期についても、接種体制を勘案しながら、当初の想定を前倒しできるよう努めてまいります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 7番、丸山晴美議員。
- **〇7番(丸山晴美議員)** 再質疑をいたします。

まず、受診・相談センター設置について、ナビダイヤルで今行われております。料金が、発信者の負担になるので、新年度からフリーダイヤルを検討するということでした。今回のこのオミクロン株ですけれども、無症状者、軽症者も結構いらっしゃる中で、少し心配だからかけたいっていったときに、ためらわずにかけていただくということを促進するためにも、フリーダイヤルでの設置をお願いしたいと思います。今、検討段階なのでしょうか。実施すると考えていいのかどうか確認させてください。

それから、ワクチン接種については、集団接種もされるということですので、予約が取りづらいということは、1、2回目よりはないのかと思いますけれども、以前は、ワクチンの供給が少し滞ったこともございました。3回目の接種については、こうしたワクチン接種が滞るというような心配をせずに、落ち着いて予約をしていただくよう呼びかけてもいいものかどうか、お答えください。

それから、非課税世帯等臨時特別給付金の要件が、収入が低いということではなく、均等割が非課税である世帯が要件だと。それで、生活保護受給者も均等割も含めて、住民税が非課税なので、支給の対象となっているということで、矛盾しないという御説明ではありました。しかしですね、先ほど私も質疑のところで申し上げたように、生活保護世帯が受給できるのに、それよりも収入の低い、均等割が課税された世帯では受給できないわけですから、明らかに矛盾していると思うのです。それで、いずれにしても、この年収が100万円ぐらいにしか、その程度にしか下がらなければ、今回の10万円の支給に当たらない、支援が届かないということについては、やはり、国の姿勢として、支援の姿勢が足りないのではないかと思うのです。その辺りのお考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

収入減少となっていても、新型コロナウイルス感染症の影響ではないと判断する事例についてお聞きしました。一定の基準があって、それによって判断するということでした。それから、世帯主が施設に入所して、郵便物が届かなかったことで申請に苦労した。これは、私たちが相談を受けたケースなんですけれども、個々の事例で、やはり生活に困難を感じて御相談にいらっしゃる市民に対して、丁寧な対応、相談をお願いしたいと思います。この辺りのお考えをお聞かせください。

大学生などについては、今回の給付金の要件を満たせば支給されるということでしたので、これは、要件を満たしている人については、学生であっても申請書が送られるというふうに思いますが、確認をいたします。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(鈴木喜明) 保健所長。
- **〇保健所長(田中宏之)** 丸山議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、発熱者相談センターを設置する受診・相談センター設置事業についてでございますけれども、まだ新年度の受託業者、こちらから見ると委託業者になりますが、決定前ではございますが、現在のところはフリーダイヤルを使う方向で検討を進めているところでございます。

それから2点目の、3回目のワクチン接種に当たっての予約がスムーズに取れるようにという御質問で

ございますけれども、まずワクチンの供給に関しては、道から、4月の前半までワクチンの供給スケジュールが示されてまいりまして、供給量に不足がないことは確認しているところでございます。また、今回、接種券の送付を1、2回目よりもきめ細かくというか、週ごとの発送ということで、少し小分けにして、順次送っていこうということにしたところでございますので、予約時の混乱の状況は1、2回目のような状況にはならないと、そのように考えているところです。また、発送スケジュールも事前に示すことによって、いつ頃自分のところに接種券が届くのかということが、それを見ていただくと分かることになりますので、そういった面で不安感も解消していただけるのではないかなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 福祉保険部長。
- ○福祉保険部長(勝山貴之) 丸山議員の再質疑にお答えいたします。

3点ほどあったかと思いますけれども、臨時特別給付金の関係で、生活保護よりも収入が低い世帯でも対象にならないということで、年収が低くなっても、なかなか難しいと。国の制度として、支援の姿勢が少し足りないのではないかというお話ですけども、これは国の経済対策として、こういう制度を設定しております。今までも、様々な給付金、支援制度がございまして、同じような支給要件ということになっておりますので、これについては、やはりある程度一定の基準が必要なのだろうと思っておりますので、国の支援に対して、市のほうで、足りないとかということではないと思っております。

また、収入減の関係、申請書、確認書の送付の関係で、個々の事例で困難な家庭にしっかり対応してほ しいというお願いでしたけれども、これにつきましては様々なケースがあると思います。確認書を送った けれども分からないですとか、家計急変でどうしたらいいのかとか、いろいろな御相談があると思うので、 それについては御相談があった都度、しっかり丁寧に対応していきたいというふうに思っております。

それから最後、大学生のところですが、要件を満たせば、支給の対象になるということで、申請書が送られるのかどうかという御質問がございました。小樽市に住民票があって非課税だということが分かっていれば、確認書をお送りすることはありますけれども、非課税かどうかは分からない場合もありますし、例えば、アルバイトをしていて、その方が収入がなくなって、家計急変で対象になるという方もございます。そういう方については、お問合せをいただいて、申請をしていただくことになります。いずれにしろ、制度の概要ですとか、それについては広く周知をしてまいりますので、それについて不明な点があれば、いつでもお問合せいただければというふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時50分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、採決いたします。

議案第1号は可決と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本臨時会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時51分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木 喜明

議員、丸山、晴、美

議員 松岩 一輝

- ○諸般の報告
- 〇令和4年小樽市議会第1回臨時会議決結果表

○諸般の報告

(1) 監査委員から、令和3年11月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

以上

令和4年小樽市議会第1回臨時会議決結果表

○会期 令和4年1月28日(1日間)

[議案			提	ш	提出			委	ļ	į		会		本	会	議
	番号	件	名	证 年 月	日	港山	付		託	付託	議		決	議決	議	決	議決
١	шу			' / '			年.	<u>月</u>	日	委員会	年	<u>月</u>	日	結果	年 月	月	結果
	1	令和3年度小樽市-	一般会計補正予算	R4. 1	. 28	市長		_		_		_		_	R4. 1	. 28	可決

小樽市議会会議録

令和4年 第1回臨時会

令和4年3月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1 電話(代)(0134)32-4111